**金銭消費貸借契約公正証書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　貸主（甲）

住所

　　　　　　　　　　　　　　借主（乙）

住所

　　　　　　　　　　　　　　連帯保証人（丙）

住所

本公証人は、当事者の嘱託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

第１条　　甲と乙は、次の通り金銭消費貸借契約を締結した。

第２条　　甲は乙に対し、平成　　年　　月　　日、金　　　　　　　　円を貸付け、乙はこれを受領した。

第３条　　乙は、甲に対し、前条の借入金　　　　　　円を平成　　年　　月 から平成　　年　　月まで毎月　　日限り金　　　　円宛分割して、甲方に持参又は送金して支払う。

第４条　　利息は年　　　パーセントとし、毎月　　日限り当月分を甲方に持参又は送金して支払う。

第５条　　期限後又は期限の利益を失ったときは、以後完済に至るまで、乙は甲に対し、残元金に対する年　　パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

第６条　　乙について、次の事由の一つでも生じた場合には、甲からの通知催告がなくても乙は当然に期限の利益を失い、直ちに元利金を支払う。

①　第２条の分割金又は第３条の利息を１回でも期限に支払わないとき。

②　他の債務につき仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき。

③　他の債務につき競売開始、破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始又は会社更生手続開始の申立を受けたとき。

④　乙の振出、裏書、保証にかかる手形・小切手が不渡となったと

き。

　　　　　⑤　乙が国税滞納処分又はその例による差押えを受けたとき。

⑥　乙が甲に通知なくして住所を変更したとき

第７条　丙は、乙の甲に対する債務を連帯保証人として連帯して保証する旨約し、乙と連帯してこれを支払う。

第８条　乙及び丙は、本契約に定める金員の支払いを怠ったときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

以上